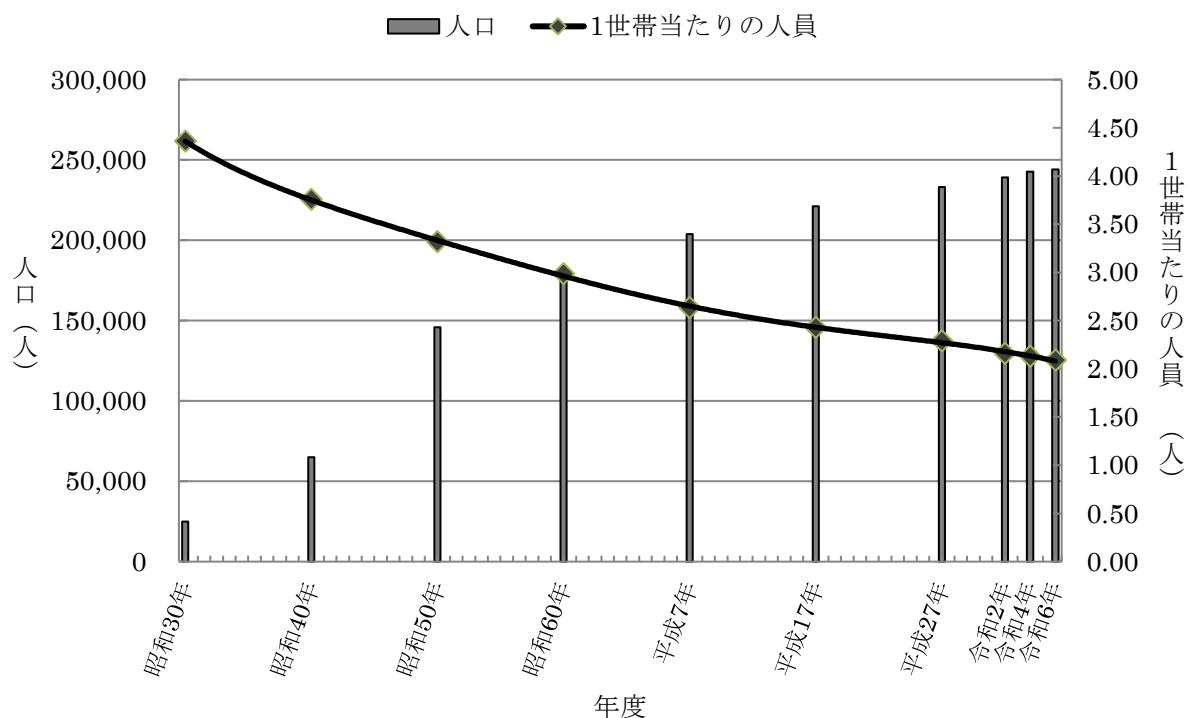


I 総 説

1	人口の推移	1
2	事業の沿革	2
3	組織	6
	(1) 機構図	6
	(2) 事務分掌	6
	(3) 職員配置表	12
	(4) 勤務体制表	13
4	予算・決算	14
5	廃棄物(ごみ・資源物)処理経費	17
6	物件費の事務事業別内訳	17
7	廃棄物(ごみ・資源物)処理単価	18

1 人口の推移 (各年10月1日現在)

年 度	世 帯 数(世帯)	人 口 (人)	1世帯当たりの 人 員 (人)
昭和30(1955)年	5, 729	24, 981	4. 36
40(1965)年	17, 300	64, 991	3. 76
50(1975)年	43, 990	145, 881	3. 32
60(1985)年	59, 528	177, 669	2. 98
平成 7(1995)年	77, 383	203, 933	2. 64
17(2005)年	91, 072	221, 220	2. 43
27(2015)年	101, 971	233, 061	2. 29
令和2(2020)年	110, 519	239, 169	2. 16
令和3(2021)年	112, 630	241, 180	2. 14
令和4(2022)年	114, 194	242, 680	2. 13
令和5(2023)年	115, 226	243, 252	2. 11
令和6(2024)年	116, 978	244, 113	2. 09



2 事業の沿革

		S29	S40	S50	S60
取組	ごみ			<ul style="list-style-type: none"> ・大和市清掃公社設立。塵芥収集開始(S42.4) ・大和市清掃公社解散し、業務を市に移管(S49.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ収集を委託化(S60.4)
	リサイクル				・自治会活動による集団資源回収奨励金制度開始(S52)
	し尿			・し尿収集運搬委託化(S40)	
施設整備			<ul style="list-style-type: none"> ・大和市第1衛生作業所(上草柳570) ・廃棄物処理センター分場に名称変更(S46.5) ・20t／8h固定炉着工(S35.12)竣工(S36.3)廃止(S46.5) ・30t／8h固定炉2炉着工(S40.11)竣工(S41.3)→廃止(S53.7) ・廃棄物処理センター(福田4925-1) ・環境管理センターに名称変更(S52.6) (草柳3-12-1) ・90t／24h機械炉着工(S45.1)竣工(S46.5) ・粗大ごみ破碎処理施設、排水処理施設着工(S47.9)竣工(S48.3) ・120t／24h機械炉着工(S50.10)竣工(S52.6) ・120t／24h 2号炉着工(S54.10)竣工(S55.9) ・有害ガス除去装置着工(S54.10)竣工(S55.3) ・不燃物リサイクル施設着工(S60.6) 竣工(S61.6) 		
関係法令等	市		<ul style="list-style-type: none"> ・大和町清掃条例施行(S29) ・大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(S47.3) (清掃条例全部の改正) 		
	国		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法制定(S29.4) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定(S45.12)(以下「廃掃法」という) 		
社会情勢	市		<ul style="list-style-type: none"> ・市政施行(S34.2) ・第1～3次住居表示実施(S40～41) ・人口5万人(S38) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4～9次住居表示実施(S54～59) ・東急線つきみ野駅開通(S51.11) ・人口10万人(S45) ・人口15万人(S51) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東急中央林間駅開通(S59.4)
	国		<ul style="list-style-type: none"> ・4大公害問題をはじめとして大規模な公害問題が深刻化(S30～40) ・高度経済成長(S40～) ・オイルショック(S49) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出問題発生(S58) 	

H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
・家庭用生ごみ処理容器設置費補助金制度開始(H2.5)									・市公共施設等のごみ処理費用の適正化(H11.6)					
・粗大ごみ収集有料化(H5.7)								・ごみ処理基本計画改定(H12.3)				・ごみ半減化計画策定(H14.4)		
・ごみ処理基本計画策定(H6)								・家庭用電動式生ごみ処理機、ガーデン				・ごみ半減化計画策定(H14.4)		
・不燃ごみ収集を週1回から月2回へ(H7.4)								・家庭用電動式生ごみ処理機、ガーデン				・家庭用電動式生ごみ処理機、ガーデン		
・ごみ排出袋の透明・半透明化(H9.4)								・土曜日及び祝日における環境管理センターへの				・土曜日及び祝日における環境管理センターへの		
								家庭ごみの持込み受付開始(H9.10)				家庭ごみの持込み受付開始(H9.10)		
								・ごみ収集車BGMを「赤とんぼ」から「市歌」に変更(H9.10)				・ごみ収集車BGMを「赤とんぼ」から「市歌」に変更(H9.10)		
・牛乳パック回収を市役所・各文化会館で開始(H3.2)							・資源選別所資源分別持込み受付開始(H10.4)					・資源選別所資源分別持込み受付開始(H10.4)		
・市役所本庁舎での不燃性資源回収開始(H7.4)							・資源選別所資源分別持込み土・日受付開始(H14.4)					・資源選別所資源分別持込み土・日受付開始(H14.4)		
・資源分別回収(紙、布、缶、びん、非鉄金属)開始 3モデル自治会(H3.9)														
└→ 19モデル自治会に拡大(H4.4)							・ペットボトル、紙パックの回収テスト開始500世帯(H9.10)					・ペットボトル、紙パックの回収テスト開始500世帯(H9.10)		
└→ 63モデル自治会に拡大(H5.4)							└→ 全市域実施(H11.4)					・紙製容器包装を回収品目に追加(H14.4)		
└→ 資源分別回収を全市域に拡大(H6.6)								・白色トレイを回収品目に追加 (H13.4)				・白色トレイを回収品目に追加 (H13.4)		
								・し尿収集運搬委託を3社から1社へ統合(H8.4)						
								・資源選別所(上草柳563-11)着工(H5.10) 竣工(H5.12)						
→ 廃止(H2.8)														
→ 廃止(H6.3)														
→ 廃止(H6.3)														
→ 廃止(H6.3)														
→ 廃止(H6.3)														
→ 廃止(H3.3)仮設で対応														
・150t／24h 機械炉3炉着工(H2.7)														
└→ ダイオキシン対策設計変更(H3.12) 竣工(H6.3)														
・粗大ごみ処理施設着工(H3.12) 竣工(H6.3)														
・管理棟着工(H4.9) 竣工(H6.3)														
・上草柳最終処分場(管理型最終処分場(上草柳46-1))竣工(H3.3)														
・不燃物処理・資源化施設着工(H11.3)竣工(H11.9)														
・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行(H4.12) (廃棄物処理及び清掃条例全部の改正)								・大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱(H14.4)						
・大和市環境を守り育てる基本条例施行(H9.12)														
・大和市環境基本計画策定(H11.3)														
・大和市環境配慮指針策定(H12.3)														
・新廃掃法施行(H4.7)							・改正新廃掃法施行(H9.12) (排ガス中ダイオキシン濃度基準値設定)							
・環境基本法施行(H5.11)							・改正新廃掃法施行(H12.10)							
・ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(H2.12)						・新ダイオキシンガイドライン(H9.1)	・ダイオキシン類対策特別措置法施行(H12.1)							
・リサイクル法施行(H3.10)						・循環型社会形成推進基本法(H12.6)	・改正リサイクル法施行(H13.4)							
・容器包装リサイクル法施行(H7.12)						└→ 一部改正(H9.4)	・食品リサイクル法施行(H13.5)							
						・建設リサイクル法施行(H12.11)・一部改正(H14.5)	・家電リサイクル法施行(H10.12)・一部改正(H13.4)							
							・PRTR法(H12.3)							
							・グリーン購入法施行(H13.1)							
・相鉄線大和駅地下化(H5.8)									・環境マネジメントシステム「ISO14001」取得(H14.3)					
・人口20万人(H4)										・特例市に移行(H12.11)				
・阪神・淡路大震災発生(H7.1)						・COP3京都議定書採択(H9.12)								
								・パソコンの回収・再資源化スタート(H13.4)						

		H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
取 組 し 尿	ご み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進協議会(H15.4～H21.10) ・事業系有料指定ごみ袋収集の導入(H15.11) ・大規模事業者の「減量化等計画書」の提出義務化(H15.11) ・ごみ処理手数料改定(H15.11) ・燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集開始(H18.7) ・燃やせるごみ収集の委託拡大(H23.4) ・使用済み紙おむつの無料収集開始(H19.8) ・「環境立市 大和」宣言(H16.4) ・燃やせるごみ収集の一部委託開始(H21.4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高座ゴミ処理広域化実施計画策定(H20.3) ・大和市ごみ処理基本計画改定(H21.8) ・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画策定(第1期)(H22.12) ・燃やせるごみ収集の委託拡大(H23.4) ・燃やせるごみ収集の一部委託開始(H21.4) 								
	リ サ イ ク ル	<ul style="list-style-type: none"> ・その他プラスチック製容器包装を回収品目に追加(H18.7) ・資源をA、B資源に分け、毎週同一曜日の回収に変更(H18.7) ・その他プラスチック製容器包装の一部再商品化開始 (H20.4～) ・拠点回収を2ヶ所で開始(H16.2) ・拠点回収場所を4ヶ所に拡大(H17.4) ・拠点回収場所を8ヶ所に拡大(H21.4) ・拠点回収場所を6ヶ所に拡大(H18.4) 									
	し 尿										
施 設 整 備											
関 係 法 令 等	市	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル未来館着工 (H17.11) 竣工(H18.3) ・家庭系直接持込み施設着工(H18.10) 竣工(H19.3) ・その他プラ容器包装搬出用積み替え施設着工(H19.11) 竣工(H20.3) 									
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例一部改正(H15.11、H17.9、H20.3、H20.9、H21.3、H23.9、H25.3) ・大和市環境基本計画改定(H20.3) ・大和市環境配慮指針改定(H21.3) ・大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行(H22.10) ・大和市柳橋ふれあいプラザ条例一部改正(H16.4、H18.4) ・大和市ポイ捨て等の防止に関する条例一部改正(H24.7) 									
		<ul style="list-style-type: none"> ・廃掃法一部改正(H15.6、H16.4、H17.5、H22.5) ・自動車リサイクル法施行(H15.1) ・環境影響評価法一部改正(H16.4、H26.6) ・グリーン購入法一部改正(H15.7) ・環境基本法一部改正(H16.6、H26.5) ・自動車リサイクル法本格施行(H17.1) ・食品リサイクル法一部改正(H17.10) ・容器包装リサイクル法一部改正(H18.6、H19.6) 									
社会 情 勢	市	<ul style="list-style-type: none"> ・やまと みどりの学校プログラム開始(H16.4) ・人口22万人(H16.5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム“やまとEMS”開始(H21.4) ・人口23万人(H23.11) 								
	国	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H15.10) ・二輪車リサイクルシステム開始(H16.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災発生(H23.3) 								

25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
----	----	----	----	----	----	----	---	---	---	---	---

- ・大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画改定(H30.3)
- ・大和市一般廃棄物処理基本計画改定(H28.3)
- ・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画(第2期)策定(H27.12)
- ・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画(第3期)改定(R2.12)
- ・大和市災害廃棄物処理計画策定(R6.3)
- ・大和市ごみカレンダーアプリ配信開始(H27.1)
- ・ごみ収集車による市政アナウンスを廃止(R5.10)

-
- ・使用済み小型家電の回収を12ヶ所で開始(H25.11)
 - ・使用済み小型家電の回収場所を14ヶ所に拡大(H26.4)
 - ・使用済み小型家電の回収場所を16ヶ所に拡大(H29.3)
 - ・(株)ジモティーとリユース活動に向けた連携(R6.12)
 - ・拠点回収場所での回収開始時間を10時から9時へ変更(R5.4)
-

→ 管理棟建替え竣工(R5.3) → 稼働中

→ 閉館(R6.9.30)

→ 稼働中

→ 稼働中

・その他プラス容器包装 中間処理設備 着工(H30.6)竣工(H31.3)稼働(R1.7) → 稼働中

・大和市環境管理センター基幹的設備改良工事(R2~R5) → 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 烧却灰の搬入終了(H28.6) → ふれあいの森草柳広場 → 稼働中

・廃掃法一部改正(H26.6、H27.8)

- ・小型家電リサイクル法施行(H25.4)
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律(R1.5)

- ・プラスチック資源循環法施行(R4.4)

・人口24万人(R3.3)

・平成28年熊本地震発生(H28.4) ・能登半島地震発生(R6.1)

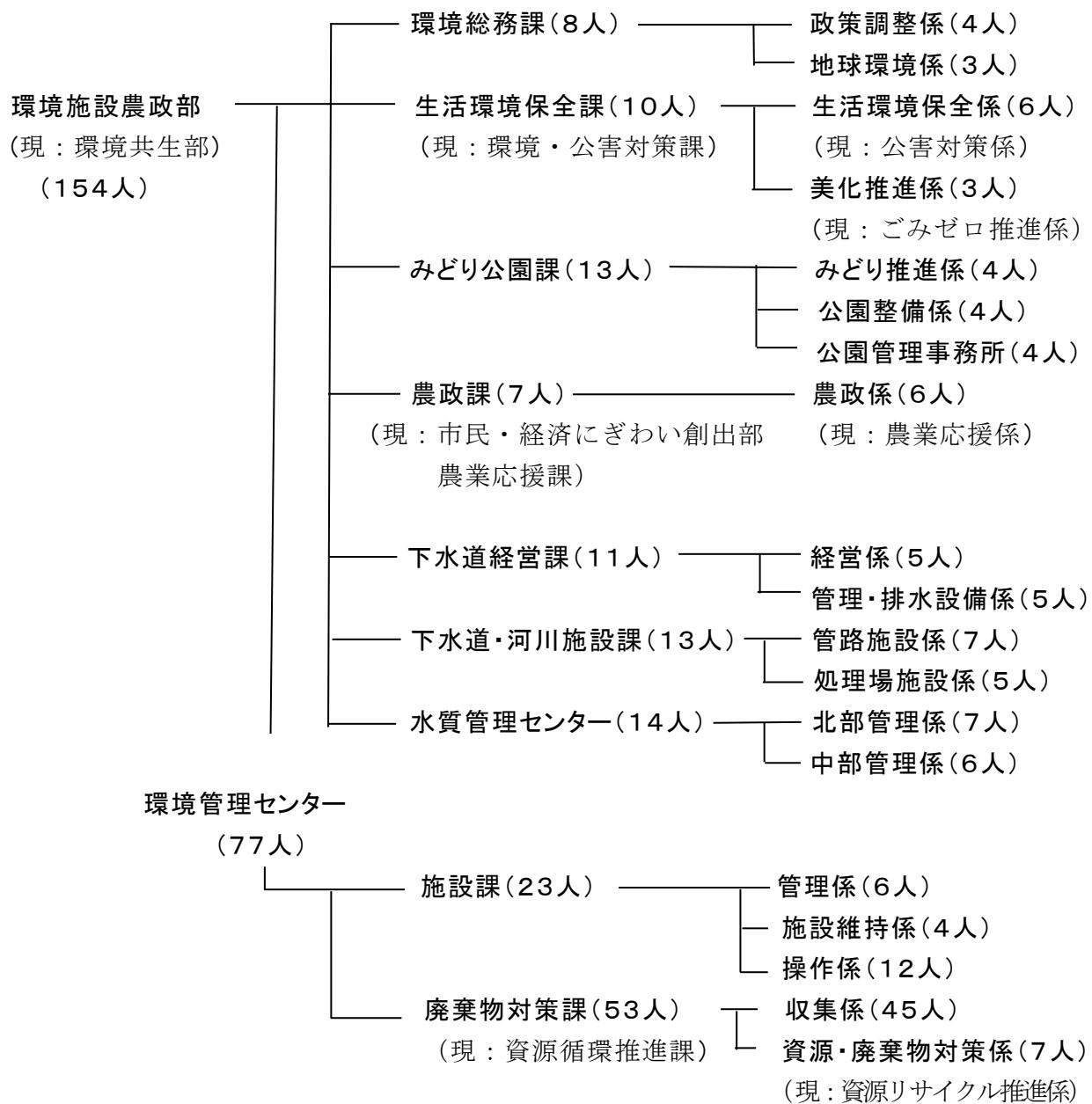
3 組織

(令和6年4月1日現在)

※部名及び課名は組織改正のため、令和7年4月1日以降の名称も併記。

(1) 機構図

※会計年度任用職員、臨時の任用職員、再任用職員を除く。



(2)事務分掌

環境施設農政部(現：環境共生部)

環境総務課

政策調整係 地球環境係

- ① 部内の庶務(環境管理センター及び水質管理センターに係る庶務を除く。)及び人事に関すること。
- ② 部内的一般会計の予算執行(環境管理センターに係る予算執行を除く。)及び事務事業の調整に関すること。
- ③ 部内の施策の総合調整に関すること。
- ④ 部内会議に関すること。
- ⑤ 環境審議会に関すること。
- ⑥ 環境政策(他部に属するものを除く。)の企画及び調整に関すること。
- ⑦ 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。
- ⑧ 環境基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- ⑨ 地球環境の保全に関すること。
- ⑩ 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- ⑪ 地球温暖化対策に関すること。
- ⑫ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく実行計画の進行管理に関すること。
- ⑬ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく省エネルギー対策の推進に関すること。
- ⑭ 気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)に基づく気候変動対策の推進に関すること。
- ⑮ 指定管理者選定委員会事務に関すること。

生活環境保全課(現：環境・公害対策課)

生活環境保全係(現：公害対策係) 美化推進係(現：ごみゼロ推進係)

- ① 環境基本法(平成5年法律第 91 号)に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関すること。
- ② 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく事務に関すること。
- ③ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく事務に関すること。
- ④ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく事務に関すること。
- ⑤ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく事務に関すること。
- ⑥ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく事務に関すること。
- ⑦ 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく事務に関すること。

- ⑧ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく事務に関すること。
- ⑨ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく事務に関すること。
- ⑩ 事務処理の特例に関する条例(平成 11 年神奈川県条例第 41 号)の規定により本市が処理することとされた神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年神奈川県条例第 35 号)に基づく事務に関すること。
- ⑪ 公害対策に関する企画及び公害防止計画に関すること。
- ⑫ 公害の未然防止及び啓発に関すること。
- ⑬ 大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壤汚染、騒音、振動及び悪臭に係る調査に関すること。
- ⑭ 有害化学物質等による環境汚染対策に関すること。
- ⑮ 公害に関する苦情の相談に関すること。
- ⑯ 公害に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑰ その他公害対策に関すること。
- ⑱ 小規模水道、小規模貯水槽水道等の衛生に関すること。
- ⑲ 合併処理浄化槽設置の補助に関すること。
- ⑳ スズメバチの巣の駆除に関すること。
- ㉑ 不法投棄防止対策に関すること。
- ㉒ 美化運動の推進に関すること。
- ㉓ 環境フェア等の運営に関すること。
- ㉔ 路上喫煙の防止に関すること。

みどり公園課

みどり推進係 公園整備係

- ① 公園等の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関すること。
- ② 公園等の用地の取得並びに新規借受け及び更新に関すること。
- ③ 都市公園台帳の作成に関すること。
- ④ 緑地の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関すること。
- ⑤ 緑化の推進、普及及び啓発並びに緑の保全等に関すること。
- ⑥ 保全緑地等の維持管理に関すること。
- ⑦ 緑地の使用及び占用の許可に関すること。
- ⑧ 緑化団体の育成及び指導に関すること。
- ⑨ 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整のうち、緑化推進活動に関すること。
- ⑩ 市の木及び市の花の普及に関すること。
- ⑪ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく許可及び立入検査に関すること。
- ⑫ 大和市みどり基金に関すること。
- ⑬ 泉の森特別緑地保全地区に係る都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく行為の許可等に関すること。

- ⑯ 都市計画法に基づく開発行為に係る公共施設の管理者の同意等に関すること。

公園管理事務所

- ① 公園等(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関すること。
- ② つきみ野1号公園、引地台公園、宮久保公園、多胡記念公園及び大和ゆとりの森に関すること。
- ③ 公園等管理団体の育成に関すること。
- ④ 都市公園台帳の管理に関すること。
- ⑤ 公園の使用及び占用の許可に関すること。
- ⑥ 公園等樹木の病害虫防除に関すること。
- ⑦ 公園の電気工作物の日常保守管理に関すること。
- ⑧ 所管に属する車両及び物品の維持管理に関すること。
- ⑨ 引地台温水プール立体駐車場に関すること。

農政課(現:市民・経済にぎわい創出部 農業応援課)

農政係(現:農業応援係)

- ① 農業の振興に関すること。
- ② 土地改良事業に関すること。
- ③ 主要食糧の需給調査に関すること。
- ④ 生鮮食糧の流通対策に関すること。
- ⑤ 農業関係諸団体の指導育成に関すること。
- ⑥ 家畜伝染病予防に関すること。
- ⑦ 土壤及び農作物病害虫防除に関すること。
- ⑧ 農業委員会との連絡調整に関すること。
- ⑨ 神奈川県農業共済組合との連絡調整に関すること。
- ⑩ 生産緑地の運用に関すること。
- ⑪ 土地改良事業に係る国有地管理者の承認に関すること。

下水道経営課

- ① 下水道運営審議会に関すること。
- ② 下水道使用料の改定に関すること。
- ③ 下水道事業の経営計画に関すること。
- ④ 下水道事業の啓発及び普及に関すること。
- ⑤ 下水道事業の業務状況の公表に関すること。
- ⑥ 水道事業の予算の編成及び執行管理(水質管理センターに係る予算執行を除く。)に関すること。
- ⑦ 下水道事業の決算に関すること。
- ⑧ 下水道事業の資金計画及び一時借入金に関すること。
- ⑨ 下水道資産の固定資産台帳の管理に関すること。

- ⑩ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- ⑪ 下水道事業の企業債に関すること。
- ⑫ 排水区域及び処理区域の指定に関すること。
- ⑬ 排水設備に関すること。
- ⑭ 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること。
- ⑮ 公共下水道区域内の特定施設等に関すること。
- ⑯ 水道受益者負担金の賦課に関すること。
- ⑰ 下水道受益者負担金の納期前納付報奨金の公金振替に関すること。
- ⑱ 下水道使用料の賦課に関すること。
- ⑲ 下水道事業協力金に関すること。
- ⑳ 水洗便所改造資金の助成に関すること。
- ㉑ 公共樹の設置に関すること。
- ㉒ 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく台帳の作成及び管理に関すること。
- ㉓ 開発行為等に伴う公共施設(下水道施設に限る。)の帰属に関すること。
- ㉔ 物件設置の許可に関すること。
- ㉕ 私設下水道の移管に関すること。
- ㉖ 水洗化の普及促進に関すること。

下水道・河川施設課

- ① 公共下水道施設の新設改良に係る調査、設計及び施工に関すること。
- ② 準用河川に係る調査、設計及び施工に関すること。
- ③ 公共下水道、準用河川及び水循環に係る調査、計画及び事業の調整に関すること。
- ④ 下水道法に基づく事業計画の策定及び変更に関すること。
- ⑤ 処理場の周辺環境整備に関すること。
- ⑥ 建設工事に係る協定に関すること。
- ⑦ 公共下水道及び準用河川の構造の基準等に関すること。
- ⑧ 河川に関する関係機関との調整及び整備促進に関すること。
- ⑨ 公共下水道管渠及び河川施設の維持管理及び補修に関すること。
- ⑩ 公共下水道管渠及び河川施設の巡視に関すること。
- ⑪ 公共下水道施設及び河川施設の災害復旧の設計及び施工に関すること。
- ⑫ 公共下水道管渠及び河川施設の管理瑕疵に関すること。
- ⑬ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく台帳の作成及び管理に関すること。
- ⑭ 準用河川に係る国土交通省所管国有財産の立入り及び境界確定に関すること。
- ⑮ 準用河川に係る国土交通省所管不動産の嘱託登記に関すること。
- ⑯ 準用河川の占用許可及び占用料の徴収に関すること。
- ⑰ 河川管理者以外の者が行う河川工事の承認、監督及び検査に関すること。
- ⑱ 河川の資産評価に関すること。
- ⑲ 特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)に基づく雨水浸透阻害行為の許認可に関すること。
- ㉚ 水循環の促進に関すること。

水質管理センター

- ① 水質管理センターの予算執行及び庶務に関すること。
- ② 下水、し尿、雑排水等の処理及び処分に関すること。
- ③ 施設の運転記録に関すること。
- ④ 施設の補修に係る調査、設計及び施工に関すること。
- ⑤ 汚泥処分地に関すること。
- ⑥ 施設の水質管理に関すること。
- ⑦ 施設に係る環境調査に関すること。

環境管理センター 施設課(以下「施設課」という。)

管理係 施設維持係 操作係

- ① 所管に属する予算執行及び庶務に関すること。
- ② 所管に属する車両及び物品の維持管理に関すること。
- ③ 一般廃棄物収集運搬業等の許可及び指導に関すること。
- ④ 柳橋ふれあいプラザに関すること。
- ⑤ 一般廃棄物処理施設、管理棟等の維持管理に関すること。
- ⑥ 搬入物の計量に関すること。
- ⑦ 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
- ⑧ 熱利用及び供給設備に関すること。
- ⑨ 大和市環境管理センター発電所の電力供給区域内の電気工作物の保安に関すること。
- ⑩ ボイラー、タービン設備等の保安及び運転指導に関すること。
- ⑪ 一般廃棄物の分析及び調査研究に関すること。
- ⑫ 一般廃棄物の処理及び処分に関すること。
- ⑬ 一般廃棄物処理施設の運転計画及び運転業務に関すること。

環境管理センター 廃棄物対策課(現:資源循環推進課)(以下「廃棄物対策課」という。)

収集係 資源・廃棄物対策係(現:資源リサイクル推進係)

- ① 可燃物及び不燃物の収集運搬に関すること。
- ② 粗大ごみの収集運搬に関すること。
- ③ し尿の収集運搬に関すること。
- ④ 雜排水の収集運搬に関すること。
- ⑤ 動物の死体(路上にあるものに限る。)の収集運搬に関すること。
- ⑥ 所管に属する車両の維持管理及び安全運転の指導に関すること。
- ⑦ 粗大ごみ家具類の再生に関すること。
- ⑧ ごみ収集場及びリサイクルステーションに関すること。
- ⑨ 資源分別回収及び資源選別に関すること。
- ⑩ 生ごみ処理容器等設置補助に関すること。
- ⑪ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する減量化、資源化等の指導に関すること。
- ⑫ 一般廃棄物処理計画に関すること。

- ⑯ ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
- ⑰ 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
- ⑯ ごみ処理広域化計画に関すること。

(3)職員配置表

(人)

課名等	事務職	技術職					技能職	合計
		土木	設備	機械	電気	化学		
環境施設農政部長 (現:環境共生部)		1						1
環境総務課	7	1						8
生活環境保全課 (現:環境・公害対策課)	4			1		5		10
みどり公園課	3	10						13
農政課 (現:市民・経済にぎわい創出部 農業応援課)	7							7
下水道経営課	8	1				2		11
下水道・河川施設課		7		4	1		1	13
水質管理センター	1	1		4	4	4		14
環境管理センター 所長	1							1
施設課	8			4	3	1	7	23
廃棄物対策課 (現:資源循環推進課)	10	1	1			1	40	53
合計	49	22	1	13	8	13	48	154

※ 臨時の任用職員、非常勤職員及び再任用職員を除いた職員の内訳です。

(4)勤務体制表

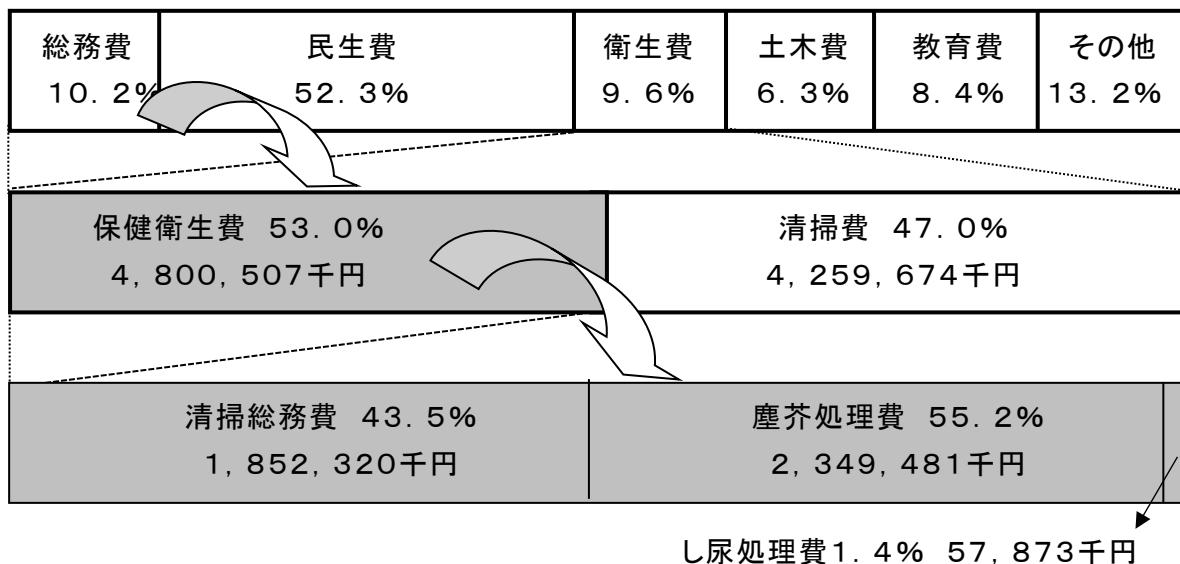
区 分	正規の勤務時間の割振り	週 休 日
環境施設農政部長（現：環境共生部長）、環境総務課、生活環境保全課（現：環境・公害対策課）、みどり公園課、農政課（現：市民・経済にぎわい創出部農業応援課）、下水道経営課、下水道・河川施設課、及び水質管理センターに勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
環境管理センター所長及び施設課に勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
廃棄物対策課（現：資源循環推進課）に勤務する職員	月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	日曜日及び任命権者が別に定める日

4 予算・決算

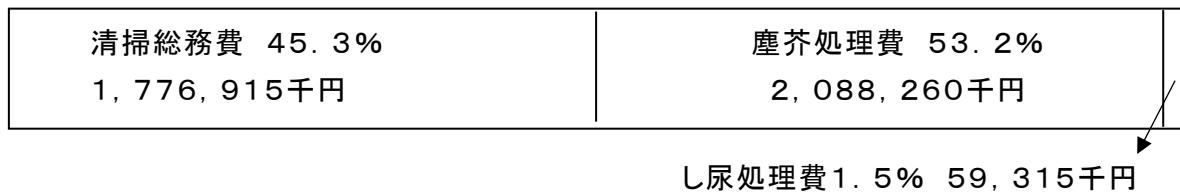
令和7年度の清掃費予算は、総額で約42.6億円であり、清掃総務費では、家庭系ごみ排出抑制事業費や資源分別回収推進支援事業費の増加により約0.8億円の増額(前年度比4.2%増)、塵芥処理費では、環境管理センターごみ処理施設維持補修事業などの増加により、約12.5億円の増額(前年度比12.5%増)となっています。

令和6年度の清掃費決算額は、総額で約39.1億円となり、清掃総務費では、ごみ減量化推進事業の増加により約0.7億円の増額(前年度比4.0%増)、塵芥処理費では環境管理センターごみ処理施設維持補修事業の減少により約20.4億円の減額(前年度比49.2%減)でした。

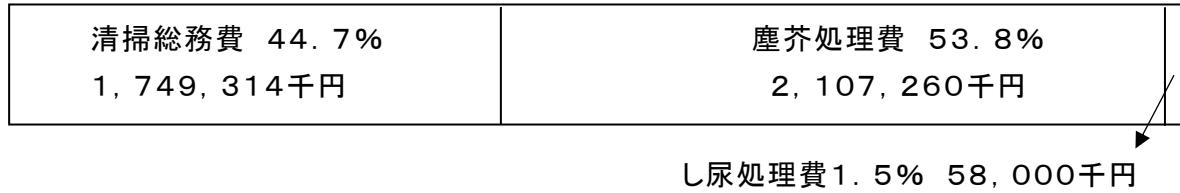
○令和7年度 一般会計当初歳出予算(944.33億円)



○令和6年度 清掃費当初歳出予算(3,924,490千円)



○令和6年度 清掃費決算(3,914,574千円)



○令和6年度事業別決算内訳(衛生費のうち環境農政部所管事業分)

科 目	決算額 (千円)	備 考
4款 衛生費 1項 保健衛生費	4,711,002	環境農政部所管以外の事業費(4,642,139千円)を含む
5目 環境衛生費	104,258	環境農政部所管以外の事業費(101,925千円)を含む
01 スズメバチ駆除対策事業	2,253	スズメバチの巣の駆除
02 専用水道等衛生対策事業	79	専用水道等の設置者への立入検査、指導啓発等
6目 環境対策費	66,530	
01 環境基本計画推進事業	1,774	環境基本計画の目標達成状況の点検等
02 環境意識啓発事業	184	小中学校の「総合的な学習の時間」での活動の支援等
03 太陽光発電等推進事業	25,342	住宅用太陽光発電システムの設置及び売電に対する補助等
04 公共施設省エネ推進施設整備事業	19,215	再生可能エネルギーの活用などによる公共施設の省エネ推進
05 生活環境保全課内庶務事務	4,218	
06 公害対策調査事業	14,362	河川水質調査・地下水質調査・ダイオキシン類調査・騒音調査等
07 公害防止啓発・指導事業	98	公害関連施設等の届出審査、事業所への立入調査・指導等
09 環境フェア等運営事業	400	大和市環境フェアの開催、環境ボスター等の募集
10 環境保全団体支援事業	99	本市の環境を保全する活動を行っている団体への支援
11 ごみ処理広域化事業	174	ごみ処理広域化に向けた研究、検討等
2項 清掃費	3,914,574	
1目 清掃総務費	1,749,314	
01 職員給与費	832,113	
02 環境農政部内庶務事務	1,449	
03 環境総務課内庶務事務	2,095	
04 路上喫煙防止対策事業	14,241	路上喫煙防止のための普及啓発活動や巡視・指導
05 大和市クリーンキャンペーン事業	5,927	例月まち並み清掃、清掃の日、クリーンキャンペーン等実施
06 不法投棄物未然防止事業	5,574	不法投棄・ポイ捨て監視パトロール、調査、不法投棄物の回収等
07 公衆便所管理運営事業	2,077	小田急大和駅前公衆便所の維持・管理等
08 ごみ減量化推進事業	11,595	ごみ量の公表、市民意識啓発等
09 資源循環型生ごみ処理事業	2,689	業務用電動生ごみ処理機の保守点検、協力農家への支援
10 家庭系ごみ排出抑制推進事業	154,227	ごみ袋の製造・保管・配送、手数料徴収事務委託等
11 生ごみ処理容器等設置支援事業	1,913	コンポスト、電動式生ごみ処理機等の購入者への補助
12 資源分別回収推進支援事業	701,415	資源分別回収業務の委託、自治会への報奨金等

科 目	決算額 (千円)	備 考
13 事業系ごみ処理適正負担事業	13,999	適正処理推進のためのパトロール実施、ごみ袋の製造・保管・配送等
2目 塵芥処理費	2,107,260	うち、縦越明許 8,807 千円
01 施設課内庶務事務	8,319	
02 直接搬入ごみ受入施設等運営事業	15,315	環境管理センターに市民が直接搬入する、ごみ・資源物の受入施設の運営
03 燃却灰等有効利用事業	320,914	溶融化による燃却灰の再利用
04 柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	18,944	指定管理者制度によるプラザの管理・運営
05 ごみ処理啓発事業	363	施設見学の受入れ、施設見学者用の副読本の作成
06 搬入物管理事務	394	環境管理センターへ搬入される一般廃棄物の処理手数料の徴収等
07 環境管理センター安全衛生推進事業	1,684	ダイオキシン・粉塵等の測定、安全衛生委員会の開催
08 環境管理センター建物設備等維持管理事務	104,970	環境管理センターの建物及び建築設備等の維持・管理
09 環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	553,524	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の維持・補修
10 環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	186,726	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の保守・点検
11 一般廃棄物運搬処分事業	23,181	燃却灰等の運搬及び処分
12 可燃ごみ焼却処理事業	333,618	可燃ごみの焼却処理
13 不燃・粗大ごみ処理事業	67,902	不燃ごみ及び粗大ごみの中の資源を選別した後、破碎処理
14 最終処分場施設維持管理運営事業	12,723	最終処分場の維持・管理
15 廃棄物対策課内庶務事務	40	
16 家具類再生展示施設運営事業	3,500	家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営等
17 塵芥収集事業	410,853	可燃、不燃、粗大ごみの収集運搬
18 犬猫死体収集運搬事業	2,855	路上等の動物の死体の収集、運搬及び処理
19 塵芥収集車両等維持管理事務	31,484	塵芥収集車両の維持・管理
20 塘芥収集車両等整備事業	1,143	塵芥収集車両の整備・更新
3目 し尿処理費	58,000	
01 し尿処理運搬事業	46,674	し尿の収集及び運搬
02 家庭汚水等収集運搬事業	11,326	家庭汚水及びし尿浄化槽放流水の収集及び運搬

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

5 廃棄物(ごみ・資源物)処理経費

単位：円

項目	合計	収集部門	焼却部門	破碎部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
人 件 費	609,177,573	362,183,924	30,570,201	32,523,095	5,317,010	97,966,627	80,616,716
物 件 費	2,981,935,783	446,374,802	848,254,299	271,449,876	35,581,292	172,469,077	1,207,806,437
減 価 償 却 費	136,310,907	20,592,664	78,316,739	10,588,721	2,160,000	9,941,525	14,711,258
公 債 利 子	29,839,986	10,208	28,877,212	68,848	0	425,398	458,320
合 計	3,757,264,249	829,161,598	986,018,451	314,630,540	43,058,302	280,802,627	1,303,592,731
	3,727,424,263	829,151,390	957,141,239	314,561,692	43,058,302	280,377,229	1,303,134,411

※ 清掃総務費・塵芥処理費のうち、し尿処理、公衆便所管理運営及び路上喫煙防止対策に係る経費については除いています。

6 物件費の事務事業別内訳

単位：円

予算科目	事務事業名	合計	収集部門	焼却部門	破碎部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
清掃総務費	05 大和市クリーンキャンペーン事業	5,927,095						5,927,095
	06 不法投棄物未然防止事業	5,574,202						5,574,202
	08 ごみ減量化推進事業	11,595,229						11,595,229
	09 資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	2,688,729						2,688,729
	10 家庭系ごみ排出抑制推進事業	154,227,206						154,227,206
	11 生ごみ処理容器等設置支援事業	1,912,640						1,912,640
	12 資源分別回収推進支援事業	687,467,917						687,467,917
	13 事業系ごみ処理適正負担事業	13,999,472						13,999,472
塵芥処理費	01 施設課内庶務事務	8,319,120					8,319,120	
	02 直接搬入ごみ受入施設等運営事業	15,314,945					15,314,945	
	03 焼却灰等有効利用事業	321,003,851					89,734	320,914,117
	04 柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	18,943,999					18,943,999	
	05 ごみ処理啓発事業	363,000					363,000	
	06 搬入物管理事務	394,229					394,229	
	07 環境管理センター安全衛生推進事業	1,683,868					1,683,868	
	08 環境管理センター建物設備等維持管理事務	104,970,029		759,000			104,211,029	
	09 環境管理センターごみ処理施設維持修繕事業	553,524,070		341,633,490	193,410,580		18,480,000	
	10 環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	186,726,484		175,204,678	8,246,766		3,275,040	
	11 一般廃棄物運搬処分事業	23,181,189				22,899,811	281,378	
	12 可燃ごみ焼却処理事業	333,618,414		330,657,131	1,974,588		986,695	
	13 不燃・粗大ごみ処理事業	67,902,230			67,817,942		84,288	
	14 最終処分場施設維持管理運営事業	12,723,233				12,681,481	41,752	
	15 廃棄物対策課内庶務事務	39,993	39,993					
	16 家具類再生展示施設運営事業	3,499,830						3,499,830
	17 塵芥収集事業	410,852,732	410,852,732					
	18 犬猫死体収集運搬事業	2,854,940	2,854,940					
	19 塵芥収集車両等維持管理事務	31,484,377	31,484,377					
	20 塵芥収集車両等整備事業	1,142,760	1,142,760					
	計	2,981,935,783	446,374,802	848,254,299	271,449,876	35,581,292	172,469,077	1,207,806,437

7 廃棄物(ごみ・資源物)処理単価

トン当たり 単価	収集量・処理量(t)	63,056	1人当たり 単価	人口(人)	244,113	1世帯当たり 単価	世帯数	116,978
	公債利子を含む(円)	59,586		公債利子を含む(円)	15,391		公債利子を含む(円)	32,119
	公債利子を除く(円)	59,113		公債利子を除く(円)	15,269		公債利子を除く(円)	31,864

※ 人口、世帯数ともに令和6年10月1日現在の数値です。

部門別単価

項目	収集部門	焼却部門	破碎部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
トン当たり 単価	収集量・処理量(t)	34,374	50,988	3,087	588	50,837
	公債利子を含む(円)	24,122	19,338	101,928	73,231	5,524
	公債利子を除く(円)	24,121	18,772	101,906	73,231	5,515
一人当たり 単価	公債利子を含む(円)	3,397	4,039	1,289	176	1,150
	公債利子を除く(円)	3,397	3,921	1,289	176	1,149
世帯当たり 単価	公債利子を含む(円)	7,088	8,429	2,690	368	2,400
	公債利子を除く(円)	7,088	8,182	2,689	368	2,397

※1 廃棄物処理に伴う収入金(有価物売り払い代金、塵芥処理手数料)は含みません。

※2 原単位の収集量・処理量(t)は、各部門で扱った廃棄物の量です。